

## 日本小児歯科学会の倫理審査で対象となる研究

1. 日本小児歯科学会総会および大会への発表および小児歯科学雑誌やPediatric Dental Journal への投稿を予定する「ヒトを対象とする医学研究」
2. 小児歯科学雑誌やPediatric Dental Journalに投稿する予定の医学研究であるもの
3. 研究責任者が大学や研究機関に属しておらず倫理審査を受審できない場合

# 日本小児歯科学会の倫理審査の流れ(2015 3月)

申請者は 実施計画審査申請書(第1号様式,)  
「同意書に関する書類」(第3号様式1, 2および3を参考に作成)の提出(ダウンロード)

理事長に申請 (書類は学会事務局宛に送付)

理事長は医療倫理審査委員会に諮問

## 医療倫理審査委員会(委員会規程H21.9)

構成: ①委員長(医療倫理委員会委員長) ②医療倫理委員会委員3名 ③学術委員会委員長  
④和文誌編集委員長 ⑤英文誌編集委員長 ⑥有識者若干名, 但し男女両性の委員構成

(学会発表の場合)受理後2か月以内に開催

(迅速審査)受理後2週間以内に開催

承認の有無を決定

判定:(1)非該当 (2)承認 (3)条件付承認 (4)変更の勧告 (5)不承認 (6)再審査  
通知書(第2号様式)の作成

通知書(第2号様式)

理事長に答申

申請者に通知

判定

(3)の場合:修正・追加した書類の提出

(4)の場合:指示に従い大幅な修正追加等を加えて  
再提出

(6)の場合:書類等をそろえた上で再審査申請